

学生団体の公認等に係る基本方針

本学が、学生の団体結成又は団体の継続を承認する場合には、次の事項に該当する団体を学部・大学院学生委員会の審議を経て承認するものとする。

1. 学生の課外活動にふさわしい内容と、教育・研究という大学の目的に沿った団体であること。
2. 複数の学年の学部学生5名（留学・休学中の者を除く）以上で構成され、かつ、その構成員が複数の学部又は複数の言語・地域にわたっていること。
3. 学部で開講される授業科目を担当する常勤教員が顧問として置かれていること。ただし、特定外国語主任教員及び特定外国語教員を除く。
なお、1人の教員に認められる顧問の兼任は3団体までである。
4. 特定の政党を支持又は反対するための政治活動や、特定の宗教の宗教加入活動及び特定の宗教団体に関わる活動を行わない団体であること。
5. 既存団体に類似していない団体であること。
6. 団体結成の申請が承認された年度から3年間は同好会とする。
7. 同好会として3年間継続して活動実績がある団体が、継続の申請を承認された場合、公認団体とする。
8. 団体として活動を継続する場合は、毎年度、定められた期間に継続申請を行うこと。
9. 既存の公認団体が、第2項を満たすことができない状態が3年を超えて続いた場合、解散とする。
10. 大学が課している必要な申請は定められた期日までに行うこと。必要な申請を行わない団体については、次年度以降の継続を承認しないことがある。